



第6章 前期基本計画の概要

1. 前期基本計画の政策体系とSDGsの関係

第五次御殿場市総合計画基本構想では、将来都市像「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場」の実現に向けて、「産業」「健康福祉」「防災・市民生活」「教育文化」「環境」「都市基盤」「協働・計画推進」の7つの政策方針を掲げています。

前期基本計画はこれらの政策方針に基づき体系化を行い、令和12年度までの5か年に本市が取り組むものとして、47項目の政策と208項目の施策で構成しています。

それぞれの政策を7つの政策方針ごとに整理し、各政策は分野別計画において「現状と課題」「政策の目標」「施策」にとりまとめました。

また、47項目の政策をSDGsに掲げる17の目標と関連付け、体系的に目標達成に取り組むこととしています。

- **現状と課題** … 本市を取り巻く環境やこれまでの取組などを政策ごとに記載しています。こうした現在の状況を示すことで、今後取り組むべき課題を明らかにしています。
- **政策の目標** … 将来都市像の実現に向けて、政策ごとの中心的な目標を示しています。政策に位置付けられている各施策は、この政策の目標達成に向けて実施していくものです。
- **政策成果指標** … 政策の目標を可能な限り数値化して定めることで、計画の達成状況等を把握し、進捗管理を行うものです。
- **施策** … 政策の目標を達成するための具体的な活動方針を示しています。この施策に基づいて実際の事務事業が行われます。

■政策体系図

政策方針	政策	施策数
1. 人が集い活力あふれる 産業を育てるまちづくり 【産業】	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化	7
	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進	3
	1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開	7
	1-4 活気ある商業の振興	2
	1-5 活力ある工業の振興	3
	1-6 良好な雇用環境の創造	4
2. 笑顔あふれる 健やか・福祉のまちづくり 【健康福祉】	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進	8
	2-2 安心できる医療体制の確保	6
	2-3 健康づくりの促進	4
	2-4 保健衛生の充実	8
	2-5 支え合う地域福祉の構築	4
	2-6 安心できる高齢者福祉の充実	7
	2-7 自立に向けた障害者福祉の充実	5
	2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化	3
3. 安全で安心して暮らせる まちづくり 【防災・市民生活】	3-1 危機管理体制の構築	5
	3-2 消防・救急体制の強化	4
	3-3 治山・治水対策の充実	2
	3-4 身近な地域の防犯の充実	4
	3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援	3
	3-6 交通安全の推進	3
4. 富士山のように 大きな心を持った人づくり 【教育文化】	4-1 人を育む環境の充実	9
	4-2 生涯学習と地域活動の推進	5
	4-3 文化・芸術活動の振興	3
	4-4 スポーツの振興	5
	4-5 歴史と文化の継承	4
	4-6 多文化共生と国際交流の推進	3
5. 富士山の恵みを守り育てる まちづくり 【環境】	5-1 地球温暖化防止活動の推進	4
	5-2 恵まれた自然環境の保全と継承	4
	5-3 身近な生活環境の向上	4
	5-4 資源循環型社会の構築	5
	5-5 水資源の保全と活用	5
6. 富士山の麓にふさわしい 美しく快適なまちづくり 【都市基盤】	6-1 魅力ある景観の形成	4
	6-2 活力ある土地利用の推進	5
	6-3 持続可能なまちづくりの環境整備	3
	6-4 潤いのある都市環境の整備	4
	6-5 すみやすい住宅・環境の整備	5
	6-6 交通基盤の整備	7
	6-7 公共交通の利便性の向上	3
7. 富士山と共に歩む協働の まちづくり 【協働・計画推進】	7-1 魅力発信の強化	4
	7-2 開かれた行政の推進	3
	7-3 市民参画と協働の推進	3
	7-4 男女共同参画社会の推進	3
	7-5 健全な財政運営の推進	5
	7-6 効率的・効果的な行政運営の推進	8
	7-7 広域連携の推進	2
	7-8 財産区との連携強化	2
	7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進	4
合 計	47政策	208施策



■SDGsにおける17の目標と対応する政策



※ SDGsのカラーホイールは、SDGsの17の目標を17色のリングで表現したものです。

SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
 <p>【目標1】 貧困をなくすこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-5 支え合う地域福祉の構築
 <p>【目標2】 飢餓をなくすこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 4-1 人を育む環境の充実
 <p>【目標3】 健康と福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-2 消防・救急体制の強化 3-6 交通安全の推進 4-4 スポーツの振興 5-3 身近な生活環境の向上 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-8 財産区との連携強化

SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
 <p>【目標4】 質の高い教育</p>	<p>1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 4-1 人を育む環境の充実 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-5 歴史と文化の継承 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上</p>
 <p>【目標5】 ジェンダーの平等</p>	<p>1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進</p>
 <p>【目標6】 清潔な水と衛生</p>	<p>3-3 治山・治水対策の充実 5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水資源の保全と活用 7-7 広域連携の推進</p>
 <p>【目標7】 再生可能エネルギー</p>	<p>1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 7-7 広域連携の推進</p>
 <p>【目標8】 働きがいと経済成長</p>	<p>1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進</p>



SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
<div data-bbox="197 600 336 734"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div data-bbox="363 607 536 714"> <p>【目標9】 新しい技術と インフラ</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進 6-2 活気ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化
<div data-bbox="197 1128 336 1263"> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> </div> <div data-bbox="363 1151 622 1225"> <p>【目標10】 不平等を減らすこと</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-4 身近な地域防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 4-6 多文化共生と国際交流の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 7-2 開かれた行政の推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-5 健全な財政運営の推進
<div data-bbox="197 1576 336 1711"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div data-bbox="363 1583 593 1691"> <p>【目標11】 持続可能なまちと 地域社会</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化

SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
	<ul style="list-style-type: none"> 3-3 治山・治水対策の充実 3-4 身近な地域の防犯の充実 3-6 交通安全の推進 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-6 多文化共生と国際交流の推進 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-1 魅力発信の強化 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #c85130; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>12</p> <p>つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div> <p>【目標12】 責任を持って生産し、消費すること</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>13</p> <p>気候変動に 具体的な対策を</p>  </div> <div> <p>【目標13】 気候変動への対策</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-3 身近な生活環境の向上 6-5 すみやすい住宅・環境の整備



SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
 <p>【目標14】 海のいのちを守ること</p>	<p>5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水資源の保全と活用</p>
 <p>【目標15】 陸のいのちを守ること</p>	<p>1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 3-3 治山・治水対策の充実 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 6-2 活力ある土地利用の推進 6-4 潤いのある都市環境の整備 7-7 広域連携の推進</p>
 <p>【目標16】 平和で公正な社会</p>	<p>2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-4 身近な地域防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 4-1 人を育む環境の充実 7-2 開かれた行政の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進</p>
 <p>【目標17】 目標のために協力すること</p>	<p>1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-2 消防・救急体制の強化 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-4 スポーツの振興 4-6 多文化共生と国際交流の推進</p>

SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
	5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進



御殿場の茅を使ったワークショップ





2. 第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略と前期基本計画の関係

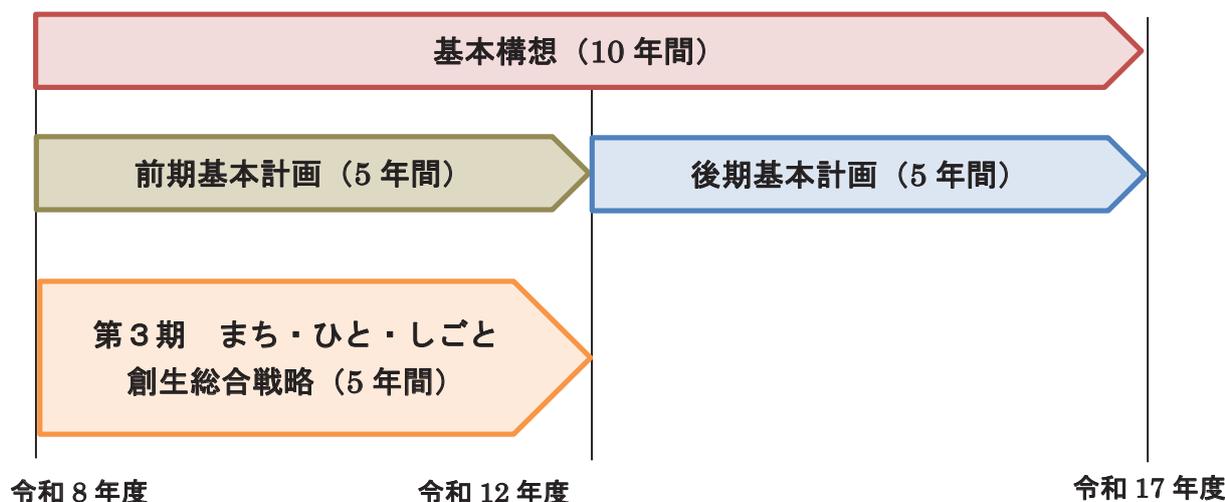
我が国では、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、国の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

これを受けて、地方自治体は、人口減少への対策と地方創生を目的とした地方版総合戦略の策定が求められ、本市では平成27年に「御殿場市人口ビジョン」を策定し、市の目指す姿やまちづくりの基本的な方向性、具体的な施策等をまとめた「御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「御殿場市総合戦略」という。）を第四次総合計画（前期基本計画）と一体的に策定しました。

御殿場市総合戦略が目指す目標を達成するためには、市の施策全般にわたる取組や産官学金労言から成る地域のステークホルダーが連携した取組が必要であり、引き続き総合計画と一体的に推進することが必要です。そこで、第四次総合計画の計画期間が満了するのに際し、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2025改定）の内容を踏まえつつ、これまでの考え方を継承しながら、若者・女性にも選ばれる地方を目指し、御殿場市総合戦略と第五次御殿場市総合計画（前期基本計画）を一体として策定します。

<計画期間>

- 御殿場市総合計画（基本構想）……………令和8年度～令和17年度
- 御殿場市総合計画（前期基本計画）……………令和8年度～令和12年度
- 第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略……………令和8年度～令和12年度



■国におけるまち・ひと・しごと総合戦略（地方創生に関する総合戦略）の政策目標と対応する第五次御殿場市総合計画前期基本計画の政策

国におけるまち・ひと・しごと総合戦略の政策目標	対応する第五次御殿場市総合計画前期基本計画の政策
<p>政策目標 1 強い経済</p>	<p>1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-2 安心できる医療体制の確保 4-1 人を育む環境の充実 4-3 文化・芸術活動の振興 4-4 スポーツの振興 4-5 歴史と文化の継承 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 7-1 魅力発信の強化</p>
<p>政策目標 2 豊かな生活環境</p>	<p>1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実 3-4 身近な地域の防犯の充実</p>



国におけるまち・ひと・しごと 総合戦略の政策目標	対応する 第五次御殿場市総合計画前期基本計画の政策
	3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 3-6 交通安全の推進 4-2 生涯学習と地域活動の推進 5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水資源の保全と活用 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-2 開かれた行政の推進 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進
政策目標 3 選ばれる地方	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 4-1 人を育む環境の充実 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-6 多文化共生と国際交流の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 7-1 魅力発信の強化 7-3 市民参画と協働の推進 7-4 男女共同参画社会の推進

目標設定と検証

御殿場市総合戦略では、政策方針ごとに数値目標を設定します。また政策については、効果を客観的に検証できる指標（業績評価指標（KPI*））を第五次御殿場市総合計画前期基本計画と共通の指標として設定します。

御殿場市総合戦略に基づいて実施した事業の成果及び業績評価指標（KPI）等については、御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部及び外部有識者からなる御殿場市総合計画審議会において評価検証等を行い、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を行います。

※ KPI：Key Performance Indicatorsの略。各政策の効果を客観的に検証できる指標。

ウェルビーイングな社会を目指して

Well-being（ウェルビーイング）とは、精神的・身体的・社会的に満たされた状態を表す概念で、「こころ」「からだ」「社会的なつながり」などが健やかで満たされた状態を指す、一人ひとりの幸福度・満足度を表すものです。

第五次御殿場市総合計画では、市民一人ひとりのウェルビーイング（幸福度・満足度）をより高めることを視点に置き施策を推進する必要があることから、第3期御殿場市まち・ひと・しごと総合戦略の数値目標（指標）はウェルビーイングの考えを取り入れて設定するものです。

（参考：前期基本計画 第2章 時代の潮流（8）「ウェルビーイングの向上」（幸福度・市民満足））





■第五次総合計画・御殿場市総合戦略 数値目標一覧

《御殿場ウェルビーイング指標》

政策方針	指標等
全般	現在住んでいるまちの暮らしに満足している。
	このまちに愛着を持っている。
	若者が活躍しやすいまちだと思う。
	やりたい仕事を見つけやすいと思う。

《政策方針別指標》

政策方針	指標等	出典	過去値 (R1年)	現状値 (R6年)	目標値 (R12年)
1. 【産業】 人が集い 活力あふれる 産業を育てる まちづくり	観光客がたくさん訪れ、まちが活性化している。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.03	3.13	3.2
	経営者にとっても、消費者にとっても、魅力のある農林業が行われている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.77	2.89	3.0
	商業、工業に活力と競争力がある。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.70	2.73	3.0
2. 【健康福祉】 笑顔あふれる 健やか・福祉の まちづくり	合計特殊出生率	厚生労働省、 御殿場市人口 ビジョン	1.75 (H25-H29)	1.54 (H30-R4)	1.54 (R8-R12)
	安心して子どもを産み育てる環境が整っていると思う。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.99	3.03	3.1
	健康づくりの機会や、地域の医療は充実している。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.82	2.85	3.0
3. 【防災・市民生活】 安全で安心して 暮らせるまちづくり	地震などの自然災害や火災への備えができています。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.04	3.11	3.2
	交通事故や犯罪が少なく、環境も守られ、生活が安全である。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.31	3.40	3.5
4. 【教育文化】 富士山のように 大きな心を 持った人づくり	子どもからお年寄りまでが、進んでいるいろいろなことを学ぶことができる環境が整っている。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.01	3.02	3.2
	文化やスポーツ、レクリエーション、ボランティア活動など、仕事以外の時間も充実していて、生きがいを感じる。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.99	2.95	3.1
5. 【環境】 富士山の恵みを 守り育てる まちづくり	豊かな自然が保たれ、自然に親しむことができる。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.73	3.71	3.8
	ゴミの減量化、リサイクル、省資源、省エネルギーが進んでいる。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.49	3.44	3.6
6. 【都市基盤】 富士山の麓に ふさわしい美しく 快適なまちづくり	良好な景観が維持されている。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.32	3.45	3.5
	道路や公共交通が、歩行者と環境に配慮して整備されている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.63	2.69	3.0
7. 【協働・計画推進】 富士山と共に 歩む協働の まちづくり	社会動態による増減（人）	静岡県統計年鑑、 御殿場市 人口ビジョン	-161 (H30年)	-809 (R4年)	+924
	市役所は最小の経費で最大の効果をあげるように努めている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.79	2.89	3.0

※ 満足度スコア計算方法…各回答者数に以下の得点を乗じ、回答者数で除す。
満足：5、まあ満足：4、どちらともいえない：3、やや不満：2、不満：1

3. 御殿場市国土強靱化地域計画（令和8年3月改訂版）

第五次御殿場市総合計画前期基本計画は、御殿場市国土強靱化地域計画と一体的に策定しており、全編が御殿場市国土強靱化地域計画を兼ねています。

（1）国土強靱化の趣旨

「国土強靱化」とは、大規模自然災害による様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土計画・産業政策をも含めた総合的な対応を、将来を見据えながら行っていくものです。

（2）国土強靱化の背景

我が国では、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災をはじめ、能登半島地震や県内で発生した熱海市伊豆山土砂災害等の大規模自然災害等に直面するたびに、その甚大な被害から繰り返し復旧・復興を果たしてきました。

しかしながら、近年台風などの自然災害は激甚化の一途を辿り、また、南海トラフ・相模トラフを震源とする大地震や富士山噴火など大規模災害の発生も懸念されています。

これらを踏まえ、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）を制定し、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。同法第10条では取組の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、どのような災害に直面したとしても、被害が致命的なものにならず、迅速に回復することができる「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済・社会システムを構築するための取組を推進することとしています。

また、基本法では地方公共団体の役割について、国土強靱化に関して地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとされており、本市においても令和3年3月、「国土強靱化地域計画」を策定し、各分野における国土の強靱化に向けた取組を進めてきました。令和8年3月に本計画の計画期間が満了するため、令和5年6月の基本法改正の内容を踏まえ改定を行うものです。

（3）御殿場市国土強靱化地域計画の位置付け

御殿場市国土強靱化地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画であり、国の国土強靱化基本計画及び静岡県が掲げる「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」との整合を図りつつ、本市における国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものです。

本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国土強靱化を推し進めるためには、市の施策全般にわたる横断的な取組が必要です。

そこで、市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針である御殿場市総合計画と一体として策定することで、国土強靱化に向けた取組を推進していきます。



(4) 基本目標

いかなる災害が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
 2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 3. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小に抑えること
 4. 迅速な復旧・復興を目指すこと
- を基本目標とします。

なお、国土強靱化に関する施策の推進に当たっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を進める上での基本的な方針」に則って取り組むこととします。

(5) 対象とする災害・リスク

本市の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ」「相模トラフ」を震源とする大規模地震と、富士山噴火の2つの災害を中心とし、近年、激甚化の一途を辿る大型台風などに起因する風水害、土砂災害、豪雪など、本市独自の視点で対象とする災害・リスクを設定しました。

(6) 計画の見直し

御殿場市国土強靱化地域計画は、国の国土強靱化基本計画の見直し、県、県内市町及び関係機関等の動向、社会経済情勢等の変化、施策の進捗状況等を総合的に考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

なお、国土強靱化に向けた取組については、総合計画基本計画に示す各施策に係る実施計画を毎年度見直しすることで、効果的な取組の推進を図ります。

(7) 脆弱性評価

本計画では、4つの基本目標を達成するため、7つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして63の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次の通り設定しました。

また、事前に備えるべき目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態の発生が予測される時期を「発生直後」「応急対策」「復旧」「復興」の4期に分類し、時間軸により整理しました。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
a. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	a-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	a-2	密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	a-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	a-4	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
	a-5	暴風雪や豪雪による多数の死傷者の発生
	a-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	a-7	避難路における通行不能
	a-8	河川の大規模氾濫
	a-9	近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
b. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	b-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	b-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	b-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	b-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	b-5	観光客等を含めた想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱
	b-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	b-7	被災地における疫病・感染症の大規模発生
	b-8	多数の避難者への避難所・福祉避難所 [*] の供与や避難所での避難が困難となる事態 [*] 福祉避難所：寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市町が指定するもの。



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境 整備の推進	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-6 交通安全の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-5 水資源の保全と活用	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 6-7 公共交通の利便性の向上	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	b-9	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
	b-10	富士山噴火の影響により、火山灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態
	b-11	孤立することによる隣接自治体からの救援救助を受けられない事態
	b-12	多数の災害関連死※の発生 ※ 災害関連死：災害による直接の被害ではなく、避難途中や避難後に死亡した者の死因について、災害との因果関係が認められるもの。
	b-13	救助・捜索活動が多数発生し、遅延する事態
	b-14	地域の共助※体制の機能不全により、死傷者が増大する事態 ※ 共助：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。
	b-15	消防団員の被災、道路の途絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
	b-16	住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできない事態の発生
	b-17	住宅供給困難状態が継続することによる長期にわたる避難生活
	b-18	避難所生活が継続した際の感染症のまん延



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 4-2 生涯学習と地域活動の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●	●	
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	b-19	消防力低下等により大規模火災に拡大する事態
	b-20	火山噴火による地域社会への甚大な影響
c. 必要不可欠な行政機能は確保する	c-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	c-2	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	c-3	災害時における病院拠点施設の倒壊等
	c-4	防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
	c-5	甚大な被害を受けた近隣の市町村との相互応援体制が麻痺
	c-6	災害時の公助 [*] の絶対的不足 ※ 公助：市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。
	c-7	新型インフルエンザ・新型コロナウイルスなど感染症のまん延による各機関の業務停止
d. 経済活動を機能不全に陥らせない	d-1	サプライチェーン [*] の寸断等による地元企業の生産能力低下 ※ サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。供給連鎖。



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 3-4 身近な地域の防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 7-5 健全な財政運営の推進	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	d-2	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	d-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
	d-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	d-5	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
	d-6	観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と停滞
	d-7	物流機能等の大幅な低下
	e. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	e-1



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
○	1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした 農林畜産業の展開 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
	1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした 農林畜産業の展開 3-3 治山・治水対策の充実 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●	●	
	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活気ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-2 活気ある土地利用の推進	●	●	●	●
	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留に よる産業の活性化 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした 農林畜産業の展開 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活気ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活気ある土地利用の推進	●	●	●	●
	3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●	●	●
○	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	e-2	電力供給ネットワーク（送配電設備等）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	e-3	都市・天然ガス供給、石油、LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	e-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	e-5	基幹的交通から地域交通網までの各種交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	e-6	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
	e-7	コンピューターシステムの停止
	e-8	防災インフラ*の長期間にわたる機能不全 ※ 防災インフラ：地震、津波、台風、竜巻、噴火等の自然災害、戦争やテロ等の人的災害、またはウイルスや細菌等の感染症流行など、大規模災害発生の緊急時に必要となる社会基盤のこと。
	e-9	防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス燃料の供給停止
	e-10	農工業用水の長期間にわたる機能停止



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
○	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 5-5 水資源の保全と活用 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上	●	●	●	●
	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
	1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした 農林畜産業の展開 1-5 活力ある工業の振興	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
f. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	f-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
	f-2	復興を支える人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態
	f-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	f-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗、仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
	f-5	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	f-6	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 7-2 開かれた行政の推進 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進		●	●	
○	1-6 良好な雇用環境の創造 2-5 支え合う地域福祉の構築 4-1 人を育む環境の充実 7-3 市民参画と協働の推進 7-4 男女共同参画社会の推進			●	●
○	3-1 危機管理体制の構築 5-4 資源循環型社会の構築			●	●
○	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興			●	●
○	4-3 文化・芸術活動の振興 4-5 歴史と文化の継承			●	●
	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	f-7	応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
	f-8	液状化*等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ※ 液状化:ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液状化になる現象のこと。
g. 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	g-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下
	g-2	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 5-3 身近な生活環境の向上 6-2 活力ある土地利用の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●
	3-1 危機管理体制の構築 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備			●	●
	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●
	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適 正化 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●

（８）施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定します。

- ① 【産業】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
- ② 【健康福祉】笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり
- ③ 【防災・市民生活】安全で安心して暮らせるまちづくり
- ④ 【教育文化】富士山のように大きな心を持った人づくり
- ⑤ 【環境】富士山の恵みを守り育てるまちづくり
- ⑥ 【都市基盤】富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり
- ⑦ 【協働・計画推進】富士山と共に歩む協働のまちづくり

（９）施策分野ごとの推進方法

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方法により国土強靱化に資する施策に取り組むこととします。

なお、具体的には前期基本計画をはじめ、防災など各分野の計画と整合性を図りながら推進していきます。

- ① 【産業】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
 - 観光地における防災対応力向上に向けた啓発と施設の整備
市、県、観光団体、自治会、警察、消防等の関係機関が連携し、観光施設をはじめ、観光地としての防災対応力を向上させるため、危機管理の重要性について、関係者の意識醸成を図ります。
また、新たな観光拠点として整備する施設には災害・緊急時の拠点機能などを整備し、施設の利活用を図ります。
 - 農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信
災害発生時における誤認識やデマ、消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な情報を収集し、迅速かつ的確に発信を行います。
また、風評被害防止のため、平時から関係機関等との連携体制の構築を促進します。
 - 農業水利施設等の整備・補強
農地や農業用施設の防災対策や、機能の低下した農業水利施設等の整備・補強を推進します。
 - 災害時の迂回路となる農道の整備
避難路や代替輸送路としての機能をあわせ持つ農道の整備を推進します。
 - 事業所の事業継続計画（BCP）策定の促進
大規模災害時における事業所の被災や生産力低下を防ぎ、事業の継続及び早期再開を図るため、事業所における事業継続計画（BCP）策定の取組を促進します。
 - 雇用対策
被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、関係機関との連携を強化します。



② 【健康福祉分野】 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

● 感染症予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種や啓発等を促進します。

● 避難所における感染症対策

感染症の発生・まん延を防ぐため、被災者同士の密を避けるなど、避難所開設時の感染症防止対策を検討します。

● 要配慮者への支援体制の構築

災害時に自力での避難が困難なことが想定される高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（要配慮者）の安否確認や避難の支援について、行政、自主防災組織、関係機関が連携した支援体制の構築を推進する。

③ 【防災・市民生活分野】 安全で安心して暮らせるまちづくり

● 防災拠点施設の耐震化、防災機能の強化

防災拠点となる庁舎等の施設については、耐震性の確保や行政機能を維持するために必要な物資の備蓄、重要データのバックアップ機能の確保等に努めます。

● 業務継続に必要な体制整備

業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備します。

● 公共施設における天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止

公共施設において、大空間を有する建築物の天井構造物の落下や、エレベーターの閉じ込めを防止するための対策を推進します。

● 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保

大規模火災、同時多発火災、爆発等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育・訓練に努めます。

● 各種実践的訓練の実施

危機対策に当たる要員を対象として、各種の実践的な訓練を計画的に行うことにより業務の習熟を図ります。

● 災害時応援協定を締結する企業・団体等との連携強化

支援物資の輸送等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する企業・団体等との情報交換や、連絡窓口を定期的に確認するとともに、必要に応じて協定の内容の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

また、緊急物資受入体制について、訓練等を通じて検証を行います。

● 避難所等の安全確保

避難者の安全確保を図るため、避難路の整備、避難所となる施設の耐震化の推進、屋内外落下物・ガラス飛散対策、感染症防止対策、非常用電源の確保、危険度判定の実施体制強化などに取り組みます。

また、避難生活によるストレスを軽減するため、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティや災害用備蓄品向上の検討を行います。

● 帰宅困難者対策

大規模災害発生時において、交通機関や観光施設、事業所等において、施設利用者や観光客及び従業員等を留めておく場合も想定されることから、避難場所の確保、飲料水や食料、緊急物資等の備蓄を促進します。

- 災害ボランティアの円滑な受け入れ
避難者等へきめ細かな支援を行う災害ボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンター等との連携体制の強化のための訓練を行います。
- ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化
エネルギー供給の長期停止を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化します。
- 事業所の防災対策の促進
防災出前講座の実施等により、施設の耐震化、設備・備品等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄など、事業所等の自主的な防災対策を促進します。
また、自主防災組織と事業所等との連携を促し、地域の防災訓練等へ積極的な参加を呼びかけるなど、事業所と地域の安全確保を促進します。
- 防災意識の向上
市民一人ひとりが、自らの住む地域の危険箇所を把握した上で、災害関係情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、防災マップの作成、出前講座の開催や、広報紙等を活用した啓発、学校等における防災学習の開催などを通して、防災意識の向上を図ります。
また、様々な機会を捉えて市民に対し、食料、飲料水、携帯トイレなどの災害用の備蓄を呼びかけ、日常生活の中で準備できる備蓄方法の周知などに取り組みます。
- 防災訓練の充実
防災資機材の整備を進めるとともに、防災体制の確立、防災力の向上、防災意識の高揚を図るため、富士山火山広域避難訓練、避難所運営訓練などの防災訓練を実施するとともに、防災リーダーの活用、学校・事業所などの地域防災訓練への参加を促進します。
また、各区で行われる防災訓練の実情を踏まえ、定期的な訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、行政、学校等が連携を図ります。
- 地区防災計画の策定促進
地域コミュニティにおける防災活動の推進を図るため、防災活動の実践を通じて、市民や団体等が行う自発的な防災活動に関する、実効性のある地区防災計画の策定を促進します。
- 相談体制の整備
生活の復興再建に向けた様々な相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関へ円滑に引き継ぐ体制を整備します。
- 外国人に対する危機管理への支援
言語や文化・習慣の違い等により、防災に関する知識や情報の伝達が円滑に行われず、適切な避難行動が困難となることが想定されます。このため、防災情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信、災害ボランティアによる通訳などにより、災害時のコミュニケーション支援を図ります。
- 山地災害防止施設の整備、避難体制の整備
森林の適切な整備と保全を図るため、保安林の適正な配置と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林管理の着実な実施と、荒廃した森林の再生を促進します。
また、県と連携し、山地災害危険地区からの避難体制の整備を推進します。



- 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備
土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施など、県と連携した対策を促進します。
 - 復興事前準備の取組の推進
被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりのビジョンを予め検討しておく復興事前準備の取組を推進します。
- ④ 【教育文化分野】 富士山のように大きな心を持った人づくり
- 学校施設の耐震化及び防災機能の強化
児童・生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を推進するとともに、非常用電源の導入など、防災上の機能強化を図ります。
また、被害状況により、児童・生徒の保護者への引き渡しが困難な場合に備え、飲料水、食料等の備蓄を推進します。
 - 学校における防災教育の推進
いつ、どこで災害に遭遇しても、自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加できる人材の育成を推進します。
 - 多彩なライフスタイルの実現と共助社会づくり
地域の自然、歴史、文化等の地域資源を活用して生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、誰もが価値観やライフステージに応じて、望むライフスタイルを選択できる環境を創出するとともに、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進します。
 - 文化財の耐震化・防火対策
文化財への被害を最小限に留めるため、文化財管理者による耐震、防火対策を促進します。
また、国（文化庁、国立文化財機構）、県、民間の文化財関係団体、ボランティア等による文化財救済体制の構築を検討します。
- ⑤ 【環境分野】 富士山の恵みを守り育てるまちづくり
- 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進
災害時のエネルギー確保も含め、太陽光、小水力、木質バイオマス等のエネルギーの地産地消を促進するとともに、これらのエネルギーの活用が可能な省エネ性能の高い機器の導入を促進します。また、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用を促進します。
 - 災害廃棄物の処理体制の見直し
災害への対応力を高めるため、必要に応じて災害廃棄物処理計画を随時見直します。
 - 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保
上水道の安定的な供給のため、浄水施設、配水池や基幹管渠の耐震化、給水車の配備等、生活水の確保と応急給水体制の確保を促進します。
 - 下水道施設の耐震化
大規模災害発生時における公衆衛生や交通網を確保するため、下水道施設の耐震化を推進します。

⑥ 【都市基盤分野】 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

● 中心市街地の整備

大規模地震などの自然災害から市民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住環境の整備等を促進し、中心市街地の整備を進めます。

● 住宅・建築物の耐震化

建物倒壊から市民の生命を守り、被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震化を促進します。

また、家具類の固定、ガラスの飛散防止など、家庭内対策の促進を図ります。

● 老朽空き家対策

管理が不十分な空き家について、地震時の倒壊等による危険を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発・指導など、老朽空き家対策を推進します。

● 被災建築物の安全確認

二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化します。

● 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査事業の推進

計画的かつ持続的な土地境界調査により、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を推進し、災害復旧・復興事業の迅速化を図ります。

● 緊急輸送路の耐震対策

緊急輸送路や物流道路、代替路・補完路などの整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土等の対策を推進します。

また、緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策を推進します。

● 道路復旧体制の整備

緊急輸送路等の途絶を迅速に復旧するため、関係機関との連携により情報収集・共有・提供・資機材の整備などの必要な体制整備を図ります。

また、災害時応援協定を締結する民間事業者等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容の見直しなど、連携体制の強化を図ります。

⑦ 【協働・計画推進分野】 富士山と共に歩む協働のまちづくり

● 市民参画の推進による持続可能なまちづくり

事前の災害対策や発災後の復興期には、行政で担いきれない地域課題に取り組む市民活動や協働を推進する人材が必要です。市民活動団体の育成に努め、地域課題に主体的に取り組む人材の育成を推進します。

● 男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが活躍できるよう、自主防災組織との連携を促進します。

● 適正な維持管理による長寿命化

高度経済成長期に整備された社会インフラや公共施設は老朽化が進行しており、市民の安全・安心の確保のため、適切な維持管理が必要なことから、施設ごとの長寿命化計画、維持管理計画に沿った適正な修繕、更新に取り組みます。